

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文  
 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等）                      第十二条 令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。                      一〇八（略）                      （削る。）                      九〇二十七（略）                      二十八 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十二条第一項の規定による死亡手当金、同条第二項の規定による障害手当金及び同条第三項の規定による特別手当金</p>	<p>（令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等）                      第十二条 令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。                      一〇八（略）                      九〇 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第八条の二第一項の規定による手当金                      一〇一二十八（略）                      （新設）</p>